

第 77 回(令和6年度第1回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和6年6月4日(月) 10時00分～11時00分

2 場所 ORE 札幌ビル 8階 会議室5

3 議題

(1) 諮問事項の審議

【諮問第149号】市長(保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課)

介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

(2) 報告事項

令和4年度における札幌市の施設に設置する監視(防犯)カメラの取扱状況について

4 出席者

(1) 委員(五十音順)

奥谷 直子	徳満 直亮	津田 智成	野村 るり子
光崎 聡	南 弘征	米田 雅宏	

(2) 市の機関(諮問機関)

【諮問第149号】

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課長	福井
保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課適正化推進担当係長	館
保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課管理係長	中津
保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課管理係	吉岡
保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課管理係	佐藤

(3) 事務局

総務局行政部長	永澤
総務局行政部行政情報課長	須田
総務局行政部行政情報課個人情報担当係長	久保田
総務局行政部行政情報課個人情報担当係	上田

5 議事の概要

(1) 開会

- 行政部長の挨拶があった。

(2) 諮問事項の審議

【諮問第149号】市長（保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課）

介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

- 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

介護保険認定事務の外部委託について

- ・ 介護保険認定事務の一部について認定事務センター（以下「センター」という。）に外部委託をする理由は何か。気になる方から見ると、必要がない第三者に対して、札幌市が個人番号を閲覧させている、という解釈も可能であるように思う。
- 札幌市の介護認定者数が現在増加傾向にあり、令和6年3月末現在で約12万人が対象となっており、ここ10年間で約3万人増加している。これに伴い、区役所の業務量の増大や、紙中心の事務処理が非効率であることが課題として挙げられている。したがって、今回のセンターへの業務の集約化及び外部委託を行うことにより、帳票のデータ化、認定調査へのタブレット導入により、業務の効率化を図る目的である。
- ・ 正規の職員がIT化に追従するよりも、技術を有する業者に対して委託するような方法を選択したということか。つまり、外注したほうが効率がよい、と判断したということか。
- 札幌市全体で、「コア業務」及び「ノンコア業務」という業務の区分分けを推進しており、いわゆる市民対応等「コア業務」に分類される業務に対して市の職員を配置するようシフトしていくことを考えている。今回の介護認定事務においては、基本的に委託する業務は機械的な部分、つまり「ノンコア業務」に

分類されるものであるため、市の職員ではなくても行える業務については集約して外部委託することで、浮いた人材を「コア業務」に注力していきたいということである。

- ・ センターに委託する際に個人番号を再確認する理由は何か。

→ 基本的に区役所内で申請を受け付けた際に個人番号の確認はしているが、昨年度から報道されているとおり、マイナンバーの紐づけ誤りの事案があり、国の方からも、申請のたびに個人番号の紐づけ誤りがないかどうか確認するよう要請がある。区役所でも確認するが、申請書の原本はセンターの方に回送されることとなるため、センターでも申請書を見ることになることから、区役所の方で確認漏れがないかどうか、二重チェックの形でセンターでもチェックする目的である。

- ・ 審議資料のP 8について、現状では個人番号を再確認する段階は含まれていない、という理解で良いか。

→ お見込みのとおりである。

- ・ 考え方として、区役所内での紐づけ誤りや確認漏れが発生するリスクと、外部の事業者から漏えいするリスクを比較衡量したのか。具体的には、区役所内での再確認（ダブルチェックを行う）、という措置については検討したのか。

→ 今回の変更点については、個人番号のダブルチェックのみを目的として、外部委託を行うわけではなく、介護認定事務を外部委託する、という流れの中で「認定申請書類を確認する際に、個人番号についても確認を行うことができるのではないか」と考えたもので、区役所内でダブルチェックすることは検討しなかった。

介護保険認定事務を外部委託する際のリスクについて

- ・ 区役所からセンターの方へ申請書を回送する際、区役所で独自に個人番号以外の番号を付与し、その番号をもってセンターで確認を行う、という形にする方が、センターの職員が個人番号そのものを閲覧することがなくなるので良いのではと思ったが、そういった方法は考えなかったのか。個人番号に紐づいた独自の番号についても、個人番号と同等の扱いが必要になるため、どちらにせよ審議会への諮問は必要になると思う。委託された業者が個人番号を閲覧するという必然性及びリスクを考えた場合、個人番号そのものを閲覧する必要はない

のではない。

- そもそも介護認定事務の外部委託については、個人番号の紐づけ誤りを防ぐことが目的の一つであり、区役所でのチェックを経た上で、センターで再度チェックする、ということで検討していたため、御指摘のあったような方法については検討していない。
- ・ そもそも紙媒体で申請を行うことで紐づけ誤りが起こっていると思われるため、オンラインでの申請であれば、記入ミスはなくなり、個人番号を閲覧する機会がなくなれば、紐づけ誤りも発生しないと考えられる。
- ・ ダブルチェックのために第三者に対して個人番号を閲覧させるというリスクよりも、いわゆる入力ミスを減らすという方のメリットを市として選択したという理解で良いか。
- お見込みのとおりである。

外部委託に伴う特定個人情報の安全管理措置について

- ・ 審議資料 P 6 オには、委託先の安全管理の体制について確認する、ということが記載されているが、これは今回の事例ではいつの時点で確認を行う（又は行った）のか。
- 現段階では委託する業者は決まっておらず、これから入札の準備等を行っていくが、この段階で業者の安全管理体制について確認を行う予定である。したがって、契約の締結前に確認を行う。
- ・ 審議資料 P 6 に記載のある「別紙 4 安全管理基準」等については、今回の資料に添付されていない、ということで良いか。
- 今回は添付していない。
- ・ 安全管理体制について、契約前に確認するとのことであるが、その後定期的に確認するような措置は予定されているか。
- 札幌市として個人情報を扱う事務を委託する場合は「個人情報取扱事務委託等の基準」に基づき、原則年 1 回の実地検査を行うこと、また、個人情報の取扱いについて毎月報告書を提出するよう定められている。
- ・ 個人情報を扱う場所へ入室する際、撮影可能な機器を一旦預けるなど、その持ち込みについては何か想定されていることはあるか。スマートフォンや USB メモリを持って入っても大丈夫か。

- スマートフォン等電子機器の持ち込みについては、今回の事務に限らず、基幹系のシステムを使用する場合は全て禁止となっており、本市職員立ち合いの下、確認することとなっている。
- ・ 操作履歴の確認というのは、何かが起こるまでは何も確認しない、というのが実際には多いが、現実そのような状況か。それとも、定期的に確認等を行い、不自然な履歴があった場合は警告が行われる、というところまでやっているか。
- 誰が操作したのか、という履歴は後から確認することはできるが、事前に不自然な履歴等を確認することができるかどうかは、所管であるデジタル戦略推進局情報システム部（以下「情報システム部」という。）に確認しないと分からない。
- ・ 「記録抽出する機能を備える」という文言から、穿った読み方をすると、実際の運用には至っていない、と読める。何かあったときにバックトレースすることなので、普段から操作そのものを監視しており、何か不自然なことがあった場合は所管課に対し警告がメールやメッセージで行くような状態になっているのか、ということを確認したかった。ただ、こういった機能がないからいけないと言うつもりはない。
- この件については、介護保険課では分かりかねる。
- ・ 審議資料P 7の中で、「帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る。」との記載があるが、不正操作がないかこの履歴を定期的に確認するような制度設計もあるのか。
- 運用として、週次や月次で所管である情報システム部に照会を行い、通常業務以外でのアクセス履歴がないか、等の確認は行えると思う。現状そのような仕様にはしていないが、ただ今の御意見を受け、検討していきたい。
- ・ 業務負担を増やすわけではないが、操作履歴を残すだけでは、有事の際はチェックしていない期間、不適切な状態が継続してしまうことを考えると、定期的に確認するような制度設計とした方が被害を抑えられると思う。
 - ・ 不正なログインや操作等を行っていないかどうかについて、自動的かつリアルタイムで警告を行うようなシステムというのは、介護保険課の方で構築することはできるのか。
- 具体的な仕様については基幹系システムについて所管している情報システム部に聞かない事には分からないが、やろうと思えばできるかと思う。

- ・ 上記のシステムの構築は、技術的には不可能ではない、ということか。
- 技術的には不可能ではないと思われるが、実際にどのくらいの費用がかかるかなど、費用対効果については所管である情報システム部に確認する必要がある。
- ・ 同じような動作が不自然に連続して続いている場合について、例えば警告のメールを所管に送るように設定する、ということは割とポピュラーなやり方であり、システムの設計によるが、無料で配布されているソフトウェアで対応できる場合がある。
- ・ 帳票出力履歴や操作履歴の記録は、システムごとに別々に保存されているのか。それとも、基幹系システムを所管する部署が一元化して管理しているのか。
- 基本的には所管が一元管理している。
- ・ 所管課が一元管理しているのであれば、その部署で前述のようなシステムを採用し、不正な操作等があった場合にそれぞれの所管課に対し警告を行うことは、それほどの労力を必要としないと思われる。審議会からそういう要請があったことを所管課に言っていただいて良いかと思う。
- ・ ただ今の点については、それほどの労力を必要としないということだが、システムを管理する部署での業務量が増大すると、予算措置や人員配置等の検討が必要になってくるとと思われるため、そういう点の検証はシステム管理を所管する部署に投げかけてほしい。
- ・ 今後、今回の事案のように外部委託を伴う業務の効率化、ということをしていくと、個人情報の取扱いの範囲が拡大していくこととなる。これに対する保護措置を講じることは当然として、いわゆる基本的な方針を策定して、それを遵守する、という形ではなく、異常が出た場合は速やかに発見できるような体制を系統的に構築することは技術的に可能になってきていると思う。したがって、従来型の「委託契約の中に遵守事項を盛り込む」というやり方に加えて、あまり負担にならない程度で技術的な監視体制も検討できる部分があれば検討する必要があるというのが、今回の委員の皆さんの発言から明らかになった。

このような課題については、今回の介護保険課にのみ投げかけても対応ができないと思うので、セキュリティ全体を検討する部局があると思うので、そちらの方で、「審議会の中で意見が出た」ということも含め、今回の諮問とは別に意見が出た、と伝えていただければと思う

札幌市の介護認定業務について

- ・ 現在札幌市では介護認定を受けている方が約 12 万人いるとのことであったが、この認定については年に 2 回更新申請を行う、ということか。
 - 介護認定について申請した場合、実際に認定が下りた場合は、新規申請の場合は最大 1 年等、国の方で定めた有効期間が設定される。その後 1 年が経過した後、今後は更新申請を行うことになるが、その際にまた認定作業を行うことになる。したがって、年に 2 回更新申請があるとは限らない。
 - ・ 今回のセンターへの委託業務については、新規申請だけではなく、更新申請についてもセンターに情報が入る、という理解で良いか。
 - お見込みのとおりである。申請については、新規申請及び更新申請合わせて年に 9 万件（300～400 件/1 日）ほどの申請がある。65 歳以上の母数が増えれば増えるほど、この申請の件数は増えていくことが予想される。
- 審議の結果、介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書に基づく特定個人情報ファイルの重要な変更について、妥当である旨を答申することとなった。

(3) 防犯カメラのセキュリティ状況に係る事務局からの報告

前々回（第 75 回）及び前回（第 76 回）の札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）において、事務局から市の施設に設置する防犯カメラのセキュリティ状況を報告した際に、委員から防犯カメラの機種や映像の保存先について、一度、確認が必要ではないかとの意見があった。

事務局から、現在、この意見を受けて、市の施設に防犯カメラを設置している全ての所管課に対して防犯カメラの機種や映像の保存方法等の照会を行い、集計が終了したことから、照会結果についての報告があった。

(4) 閉会